

## 二類感染症患者療養環境特別加算 1 個室加算 (300 点) 算定も—「臨時的な取扱い (その 45)」

5/11 付の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 45)」では、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、個室に入室させた場合、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 300 に相当する点数 (750 点) に加え、二類感染症患者療養環境特別加算 (1 日につき) 1 個室加算 (300 点) を、90 日を限度として算定できるとされました。

なお 5/11 付事務連絡「新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について」で、転院受入れの支援措置等が改めてまとめられています。

## 小児の「新型コロナ」患者の入院、ワクチン接種関連等—「臨時的な取扱い (その 46)」

5/11 付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 46)」の主な内容は以下の通りです。

- ・15 歳未満の新型コロナウイルス感染症患者 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20 歳未満の新型コロナウイルス感染症患者) を、小児入院医療管理料を算定する病棟に入院させた場合は、一般病床の小児入院医療管理料 1、2、3 又は 4 を算定する病棟に入院させた場合は急性期一般入院料 7、同管理料 5 を算定する病棟に入院させた場合は地域一般入院料 3 を算定できる。
- ・電話や情報通信機器を用いた診療において、診療計画等に基づく管理を行って管理料等として 147 点を算定した場合、令和 2 年 3 月 12 日付事務連絡「臨時的な取扱い (その 5)」で示されている在宅療養指導管理料を同一月に算定できるのは、以前の対面診療時に糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料又は生活習慣病管理料を算定していた患者さんで、特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料を算定していた場合には算定できない。
- ・自院に通院している患者が他の医療機関等において市町村の予防接種実施計画等に基づいて「新型コロナワクチン」を接種するにあたり、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合、診療情報提供料 (I) が算定できる。
- ・訪問診療を行った日に、市町村との委託契約に基づいて新型コロナワクチンの接種に係る診療等を実施した場合、在宅患者訪問診療料 (I) 又は (II) が算定できる。

## 「SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」が新たに検査料として新設

保医発 0512 第 1 号「検査料の点数の取扱いについて」で「SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」が「感染症免疫学的検査」に加えられ、「マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法)」の所定点数 4 回分を合算した点数 (600 点) を準用して算定 (結果が陰性で診断がつかない場合にはさらに 1 回に限り算定) することとなりました。なおレセプト摘要欄に、本検査が必要と判断した医学的根拠の記載が必要です。インフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出との併算定はできません。

関連して 5/12 付事務連絡「臨時的な取扱いについて (その 47)」で、昨年 5/22 付事務連絡「臨時的な取扱い (その 18)」(7/22 及び 11/11 に一部改正) 及び 6/15 付事務連絡「臨時的な取扱い (その 22)」(7/22 及び 11/11 に一部改正) に、当該検査が加えられています。